

第 51 号議案

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 7,584 万円
- 4 契約の相手方 大田区蒲田一丁目 30 番 10 号
太陽・城南・新栄建設工事共同企業体
代表者 大田区蒲田一丁目 30 番 10 号
太陽電業株式会社
代表取締役 原 田 武
構成員 大田区羽田一丁目 11 番 22 号
株式会社城南電業社
代表取締役 若 林 智 孝
構成員 大田区西蒲田五丁目 27 番 14 号
新栄電気株式会社
代表取締役 福 田 修 育

5 工 期 契約有効の日から平成31年3月15日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 52 号議案

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他電気設備工事（I 期）
請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他電気設備工事（I 期）
請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他電気設備工事（I 期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 1,212 万円
- 4 契約の相手方 大田区西糀谷三丁目 6 番 30 号
増田・豊岡建設工事共同企業体
代表者 大田区西糀谷三丁目 6 番 30 号
増田電気株式会社
代表取締役 増 田 源 幸
構成員 大田区大森西六丁目 14 番 15 号
豊岡電業株式会社
代表取締役 齊 藤 滋
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年

条例第5号) 第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 53 号議案

仮称大田区羽田一丁目複合施設改築電気設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

仮称大田区羽田一丁目複合施設改築電気設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区羽田一丁目複合施設改築電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 8,813 万 6,000 円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡電設株式会社
代表取締役 石 渡 光 男
- 5 工 期 契約有効の日から平成 30 年 10 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 54 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンター増築電気設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立障がい者総合サポートセンター増築電気設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 大田区立障がい者総合サポートセンター増築電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 1 億 2,960 万円 |
| 4 契約の相手方 | 大田区仲六郷四丁目 23 番 8 号
中央電気株式会社
代表取締役 杉 山 英 祐 |
| 5 工 期 | 契約有効の日から平成 31 年 1 月 31 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年 条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 55 号議案

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他機械設備工事（I 期）
請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他機械設備工事（I 期）
請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他機械設備工事（I 期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 4,280 万円
- 4 契約の相手方 大田区矢口一丁目 4 番 10 号
装芸・興伸建設工事共同企業体
代表者 大田区矢口一丁目 4 番 10 号
日本装芸株式会社
代表取締役 石 蔵 陽 一
構成員 大田区仲六郷三丁目 26 番 9 号
株式会社興伸商会
代表取締役 佐 藤 明 男
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年

条例第5号) 第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 56 号議案

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 2,660 万円
- 4 契約の相手方 大田区山王二丁目 5 番 9 号
不二熱・福進建設工事共同企業体
代表者 大田区山王二丁目 5 番 9 号
不二熱学工業株式会社 東京支店
常務取締役支店長 澤 田 邦 雄
構成員 大田区西糀谷一丁目 21 番 19 号
福進工業株式会社
代表取締役 福 田 健 二
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年

条例第5号) 第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 57 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンター増築機械設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立障がい者総合サポートセンター増築機械設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立障がい者総合サポートセンター増築機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 6,308 万円
- 4 契約の相手方 大田区蒲田三丁目 23 番 7 号
株式会社塩谷商会
代表取締役 山 崎 栄一郎
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 1 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年 条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 58 号議案

特別区道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の廃止について

下記のとおり特別区道路線を廃止する。

記

- 1 廃止する路線 大田区羽田旭町 11 番 3 の地先から
大田区羽田旭町 2 番 53 の地先まで
- 2 路 線 名 大田区道 12-168 号線
- 3 重要な経過地 なし
- 4 延 長 347.48 メートル
- 5 幅 員 最大 6.91 メートル
最小 5.45 メートル

(提案理由)

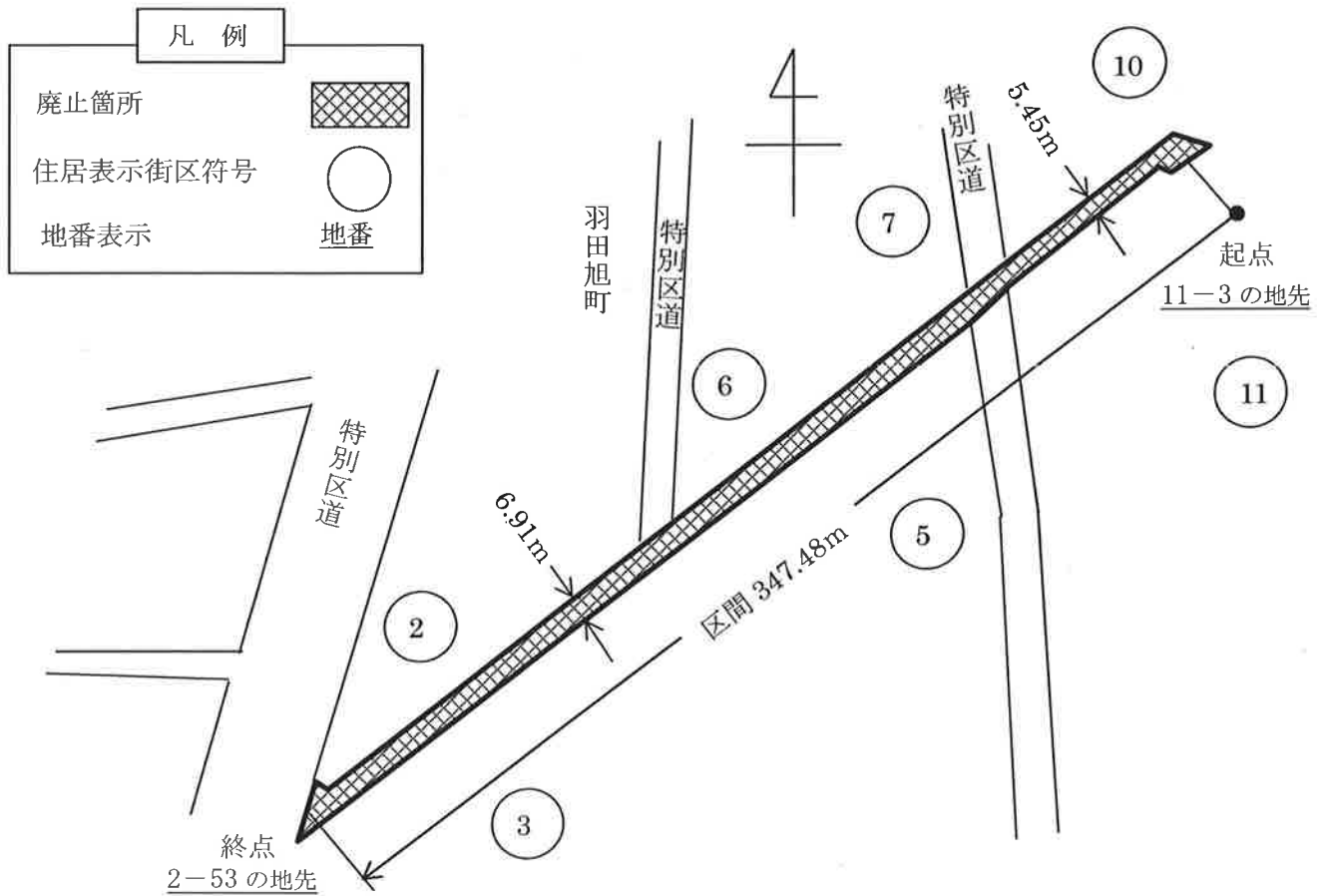
上記特別区道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 羽田旭町 11 番 3 の地先から同 2 番 53 の地先まで
 (住居表示 羽田旭町 11 番から同 2 番まで)



特別区道路線の廃止略図



第 59 号議案

特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の認定について

下記のとおり特別区道路線を認定する。

記

- 1 認定する路線 大田区羽田旭町 3 番 1 の地先から
大田区羽田旭町 2 番 53 の地先まで
- 2 路 線 名 大田区道 12-207 号線
- 3 重要な経過地 なし
- 4 延 長 259.88 メートル
- 5 幅 員 6.91 メートル

(提案理由)

上記路線を特別区道として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

案 内 図

所在 羽田旭町3番1の地先から同2番53の地先まで
 (住居表示 羽田旭町5番から同2番まで)



特別区道路線の認定略図

